

# 青森県報

第三千二百九十六号

平成二十二年  
十月一日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	…	(障害福祉課)	…	一
障害福祉サービス事業者の指定	…	(同)	…	一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地変更の届出	…	(同)	…	一
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出	…	(同)	…	二
障害者自立支援法による相談支援事業者の指定	…	(同)	…	二
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	…	(水産振興課)	…	三
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	…	(河川砂防課)	…	三
公有水面埋立ての承認の申請の要領	…	(港湾空港課)	…	四
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	…	(会計管理課)	…	六
<b>公 告</b>				
大規模小売店舗の変更の届出	…	(経営支援課)	…	六
右 同	…	(同)	…	七
換地処分	…	(都市計画課)	…	八

## 告

## 示

青森県告示第六百四十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ハッピー調剤薬局 青葉店	八戸市青葉三丁目三二の二七	平成三〇・一

青森県告示第六百四十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人八幡の邑	弘前市大字北園一丁目六の二	共同生活援助	グループホームなごみ	弘前市大字豊原二丁目六の二	平成三〇・八・二〇
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	共同生活介護	山郷館ライ	黒石市緑町三丁目一六の一六	三〇・九・二〇
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	共同生活援助	山郷館ライ	黒石市緑町三丁目一六の一六	"

青森県告示第六百四十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、

次のとおり指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十二年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
株式会社	株式会社 大与	株式会社 大与	株式会社 大与	社会福祉 法人 花	社会福祉 法人 花	社会福祉 法人 花	社会福祉 法人 花	名称	指定障害福祉サービス 事業者
弘前市大字 森字天王三一	弘前市大字 高字本宮四八 の四	弘前市大字 高字本宮四八 の四	弘前市大字 高字本宮四八 の四	弘前市大字 藤代二丁目一 の六	弘前市大字 藤代二丁目一 の六	弘前市大字 藤代二丁目一 の六	弘前市大字 藤代二丁目一 の六	主たる事務 所の所在地	障害福祉 サービス の種類
居宅介護	介護 重度訪問	居宅介護	居宅介護	共同生活 援助	共同生活 介護	共同生活 介護	共同生活 介護	名称	障害福祉サービス事業 を行う事業所
ヘル ス シ ョ テ	ヘル ス シ ョ テ	ヘル ス シ ョ テ	ヘル ス シ ョ テ	共同生 活事業 所 あ い さ い	共同生 活事業 所 あ い さ い	共同生 活事業 所 あ い さ い	共同生 活事業 所 あ い さ い	所在地	変更 年月日
弘前市大字 森字天王三一 の五	弘前市大字 高字五反田一 の五 七 四	弘前市大字 高字五反田一 の五 七 四	弘前市大字 高字五反田一 の五 七 四	弘前市大字 高字五反田一 の五 七 四	弘前市大字 高字五反田一 の五 七 四	弘前市大字 高字五反田一 の五 七 四	弘前市大字 高字五反田一 の五 七 四	三・八・二〇	三・八・二〇

変更後	変更前	変更後
社相成 の五	株式会社 弘前市大字 森字天王三一 の五	社相成 の五
むすびん すびん	ヘル ス シ ョ テ	むすびん すびん
弘前市大字 森字天王三一 の五	重 度 訪 問 介 護	弘前市大字 森字天王三一 の五
弘前市大字 森字天王三一 の五	ヘル ス シ ョ テ	弘前市大字 森字天王三一 の五
三・八・二〇	三・八・二〇	三・八・二〇

青森県告示第六百四十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十二年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス 事業者	障害福祉 サービス の種類	障害福祉サービスを行う 事業所	廃止 年月日
名称	名称	所在地	三・八・二〇
主たる事務所の 所在地	アグリ の里 作業所	上北郡 おいらせ 町向山二 の二一六 八四	平成 三・八・二〇
特定非営利 活動法人 感謝会	就労継続 B型 支援	上北郡 おいらせ 町向山二 の二一六 八四	三・八・二〇

青森県告示第六百五十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第三十二条第一項の規定により、次のとおり相談支援事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定相談支援事業者	名称	相談支援事業を行う事業所	指 月 日 定
社会福祉法人 平館福祉会	主たる事務所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川二〇の一	名称 相談支援事業所 あおねつと	平成 三二・一〇・一

青森県告示第六百五十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	加入区 名 称	発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	指 定 漁 船 調 書 の 縦 覧
	蓬田	東津軽郡蓬田村大字広瀬字坂元六三 一 番 地 一 田 中 孝 光 東津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田一五 一 番 地 二 畠 山 利 逸 東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干 一 番 地 一 古 川 正 美	期 間 平成二十二年 十月一日から 同月十五日ま で 場 所 蓬田村漁業 協同組合

青森県告示第六百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第六条第四項及び第八条第四

項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県国土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 筒木坂土砂災害警戒区域及び筒木坂土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事

項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 田小屋野土砂災害警戒区域及び田小屋野土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 丸山土砂災害警戒区域及び丸山土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

四 坂本土砂災害警戒区域及び坂本土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域  
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

五 沢根一号土砂災害警戒区域及び沢根一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域  
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

六 沢根二号土砂災害警戒区域及び沢根二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域  
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

七 上稲元土砂災害警戒区域及び上稲元土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域  
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

八 袋崎土砂災害警戒区域及び袋崎土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

つがる市の区域のうち次の図面に示す区域  
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第六百五十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十二条第一項の規定により、平成二十二年九月二十一日公有水面の埋立ての承認の申請があったので、同条第三項において準用する同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、三八地域県民局地域整備部及び八戸市庁に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年十月一日

八戸港湾管理者 青 森 県  
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

1 申請者の住所及び名称

宮城県仙台市青葉区二日町九の一五

国土交通省東北地方整備局

2 代表者の氏名

国土交通省東北地方整備局長 青山 俊行

二 埋立区域

1 位置

八戸市大字市川町字浜二番一六、二番一〇、二番二一、同市大字河原木字海岸  
三番三、三番一及び三番四の地先公有水面

2 区域

次の地点のうち の地点から の地点までを順次に結ぶ平成九年八月二十七日  
付け青森県指令第二八六九号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界  
線(D・Lプラス一・二七七メートルにより決定)、 の地点から の地点まで  
を順次結ぶ平成二十一年の秋分の満潮位(D・Lプラス一・五一九メートル)に  
おける公有水面と既設突堤との境界線、 の地点から の地点までを順次に結ん  
だ線、 の地点と の地点を結ぶ県有地と公有水面との境界線及び の地点と  
の地点を結ぶ県有地と公有水面との境界線により囲まれた区域

の地点 八戸市大字市川町字長七谷地二番三五一の国土地理院下大谷三等三角  
点(北緯四〇度三四分三九・〇七〇二秒、東経一四一度二七分四九・  
六一四六秒)から八三度四四分五一秒一、一一八・八四メートルの地  
点

- の地点から六四度四〇分四〇秒一三八・三二メートルの地点
- の地点から三三四度四〇分〇〇秒四・三〇メートルの地点
- の地点から六四度四〇分四〇秒五・〇〇メートルの地点
- の地点から一五四度四〇分〇〇秒四・三〇メートルの地点
- の地点から六四度四〇分〇〇秒二四・四三メートルの地点
- の地点から一五六度一八分四二秒七・二二メートルの地点

3 面積

四五七、九八五・一五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

八戸市大字市川町字浜二番一六、二番一〇、二番二一、同市大字河原木字海岸  
三番三、三番一、三番四及び三八番二の地内、同市大字市川町字浜二番一六、二  
番一〇、二番二一、同市大字河原木字海岸三番三、三番一、三番四、三九番及び  
三八番二の地先公有水面、平成九年八月二十七日付け青森県指令第二八六九号の  
免許に係る埋立ての埋立区域の一部並びに同市大字河原木字海岸三九番及び三八  
番二に接する土地の一部

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉞の地点と㉟の地点とを結んだ線により囲ま  
れた区域

㉞の地点 八戸市大字市川町字長七谷地二番三五一の国土地理院下大谷三等三角  
点(北緯四〇度三四分三九・〇七〇二秒、東経一四一度二七分四九・  
六一四六秒)から七八度五五分五〇秒一、〇九二・〇三メートルの地  
点

- ㉞の地点から六四度四〇分〇〇秒四三四・七三メートルの地点
- ㉟の地点から一五四度四〇分〇〇秒五〇八・三三メートルの地点
- ㊱の地点から六四度四〇分〇〇秒三一一・八六メートルの地点
- ㊲の地点から一五二度一七分〇九秒八三二・四八メートルの地点
- ㊳の地点から二四四度四〇分〇〇秒二〇三・二九メートルの地点
- ㊴の地点から三三四度三九分五〇秒五七・九八メートルの地点
- ㊵の地点から二四四度四〇分〇〇秒六一九・二九メートルの地点





青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十二年十月一日から平成二十三年二月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年二月一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

APPLE103 ニブロック

青森市大字浜田字玉川一九六の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンシティ

東京都中央区八丁堀一丁目五の一

代表取締役 星山泰洙

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日 月 年
株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二の一〇 代表取締役社長 和田正徳	株式会社サンデー 八戸市根城六丁目二の一〇 代表取締役社長 宮下直行	平成 三 年 一 月 一 日

四 届出年月日

平成二十二年九月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十二年十月一日から平成二十三年二月一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十三年二月一日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、三沢市から三沢都市計画事業中央町地区都市再生土地区画整理事業施行地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十二年十月一日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七  
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭